

野田市選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により次のとおり期日前投票所を指定した。

令和7年7月3日

野田市選挙管理委員会

委員長 金子 憲 一

指定した期日前投票所 野田市役所2階期日前投票所